

議案第69号

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の給与に関する条例（平成17年多可町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第11条の2の前の見出し及び同条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第11条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条の3を削る。

第17条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第20条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この項において」を加え、「割り振り」を「割振り」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第27条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

める。

第29条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第14条」を「第10条、第11条、第14条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職

員

- (5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額	基準 給料月 額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

」に改める。

別表第2中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		338,600	393,000	466,000
-------	--	---------	---------	---------

」を「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 338,600	円 393,000	円 466,000

」に改める。

別表第3中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、「

再任用職員		255,400	262,600
-------	--	---------	---------

」を「

定年前再		基準	基準
------	--	----	----

任用短時間勤務職員		給料月額	給料月額
		円 255,400	円 262,600

」に改める。

別表第4中「

3級	主査の職務
4級	課長補佐の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務

」を「

3級	主査の職務 専門的な知識又は経験を必要とする職として規則で定めるものの職務
4級	課長補佐の職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務 高度な専門的な知識又は職務経験を必要とする職として規則で定める職務

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の多可町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第10項から第16項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の

- 4 第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される多可町職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される多可町職員の給与に関する条例第7条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任

用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

多可町職員の給与に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第11条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(当該再任用職員が育児短時間勤務職員等であるときは、当該額に、算出率を乗じて得た額)とする。</p> <p>第11条の3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第11条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出</p>

現 行	改 正
<p>した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>その者が2以上の交通機関等</u>を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当</u>に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌</p>	<p>した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（<u>当該職員が2以上の交通機関等</u>を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～タ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第20条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から</p>

現 行	改 正
<p>日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間（以下「<u>割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間</u>（規則で定める時間を除く。）に対して、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「<u>正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項（<u>前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）及び育児短時間勤務職員等にあつては第1項ただし書に規定する割合を減じた割合を乗じて</p>	<p>翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125) を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた勤務時間（以下<u>この項において「割振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間</u>（規則で定める時間を除く。）に対して、その勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「<u>正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）及び育児短時間勤務職員等にあつては第1項ただし書に規定する割合を減じた割合を乗</p>

現 行	改 正
<p>得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、<u>その者</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>	<p>じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に対し、<u>当該職員</u>の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第31条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p>

現 行	改 正
<p>3～5 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第29条の2 <u>第14条から第16条まで及び第18条の規定は、再任用職員には適用しない。</u></p> <p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第30条 非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員を除く。</u>）の給与は、この条例の規定にかかわらず常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第29条の2 <u>第10条、第11条、第14条から第16条まで及び第18条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>(非常勤の職員の給与)</p> <p>第30条 非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）の給与は、この条例の規定にかかわらず常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が別に定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第10条並びに第11条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p><u>(1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の法（次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。）第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳</u></p> <p><u>(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員（前号に規定する職員を除く。）のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢</u></p> <p>11 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p><u>(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u></p> <p><u>(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当</u></p>

現 行	改 正
	<p>する職員のうち規則で定める職員</p> <p><u>(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員</u></p> <p><u>(5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p><u>12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第9条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>15 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p>

現 行								改 正							
別表第1 (第7条関係)								16 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。							
別表第1 (第7条関係)								別表第1 (第7条関係)							
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800		

現 行								改 正							
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600		13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600		14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600		15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600		16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300		17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300		18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100		19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000		20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900		21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800		22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800		23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700		24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700		25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600		26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600		27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600		28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100		29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100

現 行								改 正							
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900		30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700		31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300		32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100		33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500		34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000		35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600		36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000		37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200		38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400		39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500		40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600		41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800		42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000		43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100		44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800		45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500		46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500

現 行								改 正							
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200		47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900		48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500		49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100		50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600		51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000		52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400		53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700		54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000		55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300		56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600		57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900		58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200		59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500		60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800		61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400

現 行								改 正							
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000

現 行								改 正							
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,200				94		294,900	342,600	381,200			
95		295,200	343,100	381,400				95		295,200	343,100	381,400			
96		295,600	343,500	381,600				96		295,600	343,500	381,600			
97		295,800	343,700	381,900				97		295,800	343,700	381,900			

現 行								改 正							
	98		296,100	344,100	382,100				98		296,100	344,100	382,100		
	99		296,500	344,500	382,300				99		296,500	344,500	382,300		
	100		296,900	344,800	382,500				100		296,900	344,800	382,500		
	101		297,100	345,100	382,800				101		297,100	345,100	382,800		
	102		297,400	345,500					102		297,400	345,500			
	103		297,800	345,900					103		297,800	345,900			
	104		298,100	346,300					104		298,100	346,300			
	105		298,300	346,800					105		298,300	346,800			
	106		298,600	347,200					106		298,600	347,200			
	107		299,000	347,600					107		299,000	347,600			
	108		299,300	348,000					108		299,300	348,000			
	109		299,500	348,500					109		299,500	348,500			
	110		299,900	348,900					110		299,900	348,900			
	111		300,300	349,200					111		300,300	349,200			
	112		300,600	349,500					112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000					113		300,800	350,000			
	114		301,000						114		301,000				

現 行							
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第2 (第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額

改 正							
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
定年前再任用短時間勤務職員		<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額	<u>基準</u> 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100

別表第2 (第7条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額

現 行					改 正				
再任用職員 以外の職員		円	円	円	定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円
	1	335,000	399,000	471,700		1	335,000	399,000	471,700
	2	338,000	401,900	474,000		2	338,000	401,900	474,000
	3	340,900	404,500	476,200		3	340,900	404,500	476,200
	4	343,800	407,200	478,500		4	343,800	407,200	478,500
	5	346,500	409,800	480,700		5	346,500	409,800	480,700
	6	349,700	412,200	482,900		6	349,700	412,200	482,900
	7	352,800	414,900	485,100		7	352,800	414,900	485,100
	8	355,900	417,300	487,300		8	355,900	417,300	487,300
	9	358,700	419,500	489,300		9	358,700	419,500	489,300
	10	361,400	422,200	491,400		10	361,400	422,200	491,400
	11	364,500	424,800	493,500		11	364,500	424,800	493,500
	12	367,700	427,500	495,600		12	367,700	427,500	495,600
	13	370,600	429,900	497,700		13	370,600	429,900	497,700
	14	374,100	432,400	499,800		14	374,100	432,400	499,800
	15	377,100	434,800	501,900		15	377,100	434,800	501,900
	16	380,700	437,300	504,000		16	380,700	437,300	504,000

現 行					改 正				
	17	384,300	439,300	506,100		17	384,300	439,300	506,100
	18	387,000	441,700	508,100		18	387,000	441,700	508,100
	19	389,500	444,000	510,100		19	389,500	444,000	510,100
	20	392,100	446,400	512,100		20	392,100	446,400	512,100
	21	394,900	447,900	513,900		21	394,900	447,900	513,900
	22	397,200	450,300	515,700		22	397,200	450,300	515,700
	23	399,700	452,600	517,600		23	399,700	452,600	517,600
	24	401,800	454,900	519,500		24	401,800	454,900	519,500
	25	403,800	456,900	521,200		25	403,800	456,900	521,200
	26	406,100	459,200	523,000		26	406,100	459,200	523,000
	27	408,300	461,400	524,800		27	408,300	461,400	524,800
	28	410,600	463,700	526,600		28	410,600	463,700	526,600
	29	412,900	465,800	528,200		29	412,900	465,800	528,200
	30	415,000	468,100	530,000		30	415,000	468,100	530,000
	31	417,000	470,400	531,800		31	417,000	470,400	531,800
	32	419,100	472,600	533,600		32	419,100	472,600	533,600
	33	421,000	474,600	535,200		33	421,000	474,600	535,200

現 行					改 正				
	34	422,800	476,700	537,000		34	422,800	476,700	537,000
	35	424,600	478,800	538,700		35	424,600	478,800	538,700
	36	426,600	480,900	540,500		36	426,600	480,900	540,500
	37	428,500	483,000	542,100		37	428,500	483,000	542,100
	38	430,500	484,800	543,700		38	430,500	484,800	543,700
	39	432,400	486,600	545,100		39	432,400	486,600	545,100
	40	434,400	488,400	546,700		40	434,400	488,400	546,700
	41	436,200	490,100	548,200		41	436,200	490,100	548,200
	42	438,000	491,900	549,600		42	438,000	491,900	549,600
	43	439,700	493,700	551,000		43	439,700	493,700	551,000
	44	441,500	495,500	552,300		44	441,500	495,500	552,300
	45	443,300	497,100	553,500		45	443,300	497,100	553,500
	46	445,100	498,800	554,500		46	445,100	498,800	554,500
	47	446,900	500,600	555,500		47	446,900	500,600	555,500
	48	448,600	502,400	556,500		48	448,600	502,400	556,500
	49	450,400	504,000	557,500		49	450,400	504,000	557,500
	50	452,100	505,300	558,400		50	452,100	505,300	558,400

現 行					改 正				
	51	453,900	506,600	559,300		51	453,900	506,600	559,300
	52	455,700	507,900	560,200		52	455,700	507,900	560,200
	53	457,600	508,900	561,000		53	457,600	508,900	561,000
	54	458,800	510,200	561,900		54	458,800	510,200	561,900
	55	460,000	511,500	562,800		55	460,000	511,500	562,800
	56	461,200	512,800	563,700		56	461,200	512,800	563,700
	57	462,400	513,800	564,600		57	462,400	513,800	564,600
	58	463,400	514,600	565,500		58	463,400	514,600	565,500
	59	464,400	515,400	566,400		59	464,400	515,400	566,400
	60	465,400	516,200	567,100		60	465,400	516,200	567,100
	61	466,200	517,100	568,000		61	466,200	517,100	568,000
	62	466,900	517,900	568,900		62	466,900	517,900	568,900
	63	467,600	518,800	569,800		63	467,600	518,800	569,800
	64	468,300	519,600	570,700		64	468,300	519,600	570,700
	65	469,000	520,500	571,600		65	469,000	520,500	571,600
	66	469,700	521,400	572,500		66	469,700	521,400	572,500
	67	470,400	522,100	573,400		67	470,400	522,100	573,400

現 行					改 正				
	68	471,000	523,000	574,300		68	471,000	523,000	574,300
	69	471,300	523,900	575,200		69	471,300	523,900	575,200
	70	472,000	524,700	576,100		70	472,000	524,700	576,100
	71	472,700	525,600	577,000		71	472,700	525,600	577,000
	72	473,400	526,500	577,900		72	473,400	526,500	577,900
	73	473,800	527,300	578,800		73	473,800	527,300	578,800
	74	474,400	528,200	579,700		74	474,400	528,200	579,700
	75	475,100	529,100	580,600		75	475,100	529,100	580,600
	76	475,800	529,800	581,500		76	475,800	529,800	581,500
	77	476,200	530,600	582,400		77	476,200	530,600	582,400
	78	476,800	531,500	583,300		78	476,800	531,500	583,300
	79	477,400	532,400	584,200		79	477,400	532,400	584,200
	80	477,900	533,300	585,100		80	477,900	533,300	585,100
	81	478,500	534,100	586,000		81	478,500	534,100	586,000
	82	479,000	535,000	586,900		82	479,000	535,000	586,900
	83	479,500	535,900	587,800		83	479,500	535,900	587,800
	84	480,000	536,800	588,700		84	480,000	536,800	588,700

現 行					改 正				
	85	480,400	537,600	589,600		85	480,400	537,600	589,600
	86	481,000	538,500	590,500		86	481,000	538,500	590,500
	87	481,400	539,400	591,400		87	481,400	539,400	591,400
	88	481,900	540,300	592,300		88	481,900	540,300	592,300
	89	482,400	541,100	593,200		89	482,400	541,100	593,200
	90	483,000		594,100		90	483,000		594,100
	91	483,600		595,000		91	483,600		595,000
	92	484,000		595,900		92	484,000		595,900
	93	484,500		596,800		93	484,500		596,800
	94	485,100		597,700		94	485,100		597,700
	95	485,700		598,600		95	485,700		598,600
	96	486,300		599,500		96	486,300		599,500
	97	486,800		600,400		97	486,800		600,400
	98			601,300		98			601,300
	99			602,200		99			602,200
	100			603,100		100			603,100
	101			604,000		101			604,000

現 行					改 正				
	102			604,900		102			604,900
	103			605,800		103			605,800
	104			606,700		104			606,700
	105			607,600		105			607,600
	106			608,500		106			608,500
	107			609,400		107			609,400
	108			610,300		108			610,300
	109			611,200		109			611,200
	110			612,100		110			612,100
	111			613,000		111			613,000
	112			613,900		112			613,900
	113			614,800		113			614,800
	114			615,700		114			615,700
	115			616,600		115			616,600
	116			617,500		116			617,500
	117			618,400		117			618,400
	118			619,300		118			619,300

現 行					改 正				
	119			620,200		119			620,200
	120			621,100		120			621,100
	121			622,000		121			622,000
	122			622,900		122			622,900
	123			623,800		123			623,800
	124			624,700		124			624,700
	125			625,600		125			625,600
	126			626,500		126			626,500
	127			627,400		127			627,400
	128			628,300		128			628,300
	129			629,200		129			629,200
	130			630,100		130			630,100
	131			631,000		131			631,000
	132			631,900		132			631,900
	133			632,800		133			632,800
	134			633,700		134			633,700
	135			634,600		135			634,600

現 行					改 正				
	136			635,500		136			635,500
	137			636,400		137			636,400
	138			637,300		138			637,300
	139			638,200		139			638,200
	140			639,100		140			639,100
	141			640,000		141			640,000
	142			640,900		142			640,900
	143			641,800		143			641,800
	144			642,700		144			642,700
	145			643,600		145			643,600
	146			644,500		146			644,500
	147			645,400		147			645,400
	148			646,300		148			646,300
	149			647,200		149			647,200
	150			648,100		150			648,100
	151			649,000		151			649,000
	152			649,900		152			649,900

現 行					改 正						
再任用職員		338,600	393,000	466,000	定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額 円 338,600	基準 給料月額 円 393,000	基準 給料月額 円 466,000		
別表第3 (第7条関係)					別表第3 (第7条関係)						
職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級	
		給料月額		給料月額				給料月額		給料月額	
再任用職員 以外の職員		円		円		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円		円	
	1	165,300	192,400	165,300	192,400						
	2	166,700	194,500	166,700	194,500						
	3	168,200	196,600	168,200	196,600						
	4	169,600	198,600	169,600	198,600						
	5	171,000	200,700	171,000	200,700						
	6	172,500	203,000	172,500	203,000						
	7	174,000	205,300	174,000	205,300						
	8	175,500	207,500	175,500	207,500						
	9	176,700	209,800	176,700	209,800						
10	178,400	211,200	178,400	211,200							

現 行				改 正			
	11	180,000	212,600		11	180,000	212,600
	12	181,500	213,800		12	181,500	213,800
	13	182,900	215,200		13	182,900	215,200
	14	184,900	216,600		14	184,900	216,600
	15	186,900	218,100		15	186,900	218,100
	16	188,900	219,300		16	188,900	219,300
	17	192,400	220,700		17	192,400	220,700
	18	194,500	222,200		18	194,500	222,200
	19	196,600	223,700		19	196,600	223,700
	20	198,600	225,200		20	198,600	225,200
	21	200,700	226,300		21	200,700	226,300
	22	203,000	228,000		22	203,000	228,000
	23	205,300	229,700		23	205,300	229,700
	24	207,500	231,400		24	207,500	231,400
	25	209,800	232,700		25	209,800	232,700
	26	211,200	234,400		26	211,200	234,400
	27	212,600	236,100		27	212,600	236,100

現 行				改 正			
	28	213,800	237,800		28	213,800	237,800
	29	215,200	240,200		29	215,200	240,200
	30	216,600	242,000		30	216,600	242,000
	31	218,100	243,800		31	218,100	243,800
	32	219,300	245,600		32	219,300	245,600
	33	220,700	247,000		33	220,700	247,000
	34	222,200	248,300		34	222,200	248,300
	35	223,700	249,400		35	223,700	249,400
	36	225,200	250,700		36	225,200	250,700
	37	226,300	251,700		37	226,300	251,700
	38	228,000	252,700		38	228,000	252,700
	39	229,700	253,600		39	229,700	253,600
	40	231,400	254,500		40	231,400	254,500
	41	232,700	255,700		41	232,700	255,700
	42	234,400	256,800		42	234,400	256,800
	43	236,100	257,600		43	236,100	257,600
	44	237,800	258,600		44	237,800	258,600

現 行				改 正			
	45	239,400	259,100		45	239,400	259,100
	46	240,800	260,000		46	240,800	260,000
	47	242,100	261,000		47	242,100	261,000
	48	243,200	261,800		48	243,200	261,800
	49	244,400	262,700		49	244,400	262,700
	50	245,500	263,600		50	245,500	263,600
	51	246,400	264,500		51	246,400	264,500
	52	247,500	265,500		52	247,500	265,500
	53	248,400	266,700		53	248,400	266,700
	54	249,500	267,600		54	249,500	267,600
	55	250,400	268,800		55	250,400	268,800
	56	251,500	270,000		56	251,500	270,000
	57	251,900	271,200		57	251,900	271,200
	58	252,800	272,600		58	252,800	272,600
	59	253,700	274,100		59	253,700	274,100
	60	254,400	275,400		60	254,400	275,400
	61	255,200	277,000		61	255,200	277,000

現 行				改 正			
	62	256,100	278,400		62	256,100	278,400
	63	257,000	279,600		63	257,000	279,600
	64	258,000	280,800		64	258,000	280,800
	65	262,700	282,400		65	262,700	282,400
	66	263,600	283,600		66	263,600	283,600
	67	264,500	285,000		67	264,500	285,000
	68	265,500	286,200		68	265,500	286,200
	69	266,700	287,500		69	266,700	287,500
	70	267,600	289,000		70	267,600	289,000
	71	268,800	290,500		71	268,800	290,500
	72	270,000	292,100		72	270,000	292,100
	73	271,200	293,400		73	271,200	293,400
	74	272,600	294,800		74	272,600	294,800
	75	274,100	296,300		75	274,100	296,300
	76	275,400	297,800		76	275,400	297,800
	77	277,000	298,900		77	277,000	298,900
	78	278,400	300,200		78	278,400	300,200

現 行				改 正			
	79	279,600	301,400		79	279,600	301,400
	80	280,800	302,800		80	280,800	302,800
	81	282,400	304,200		81	282,400	304,200
	82	283,600	305,500		82	283,600	305,500
	83	285,000	306,900		83	285,000	306,900
	84	286,200	308,300		84	286,200	308,300
	85	287,500	309,100		85	287,500	309,100
	86	289,000	310,300		86	289,000	310,300
	87	290,500	311,500		87	290,500	311,500
	88	292,100	312,900		88	292,100	312,900
	89	293,400	314,000		89	293,400	314,000
	90	294,800	315,300		90	294,800	315,300
	91	296,300	316,600		91	296,300	316,600
	92	297,800	317,800		92	297,800	317,800
	93	298,900	319,100		93	298,900	319,100
	94	300,200	320,400		94	300,200	320,400
	95	301,400	321,700		95	301,400	321,700

現 行				改 正			
	96	302,800	323,000		96	302,800	323,000
	97	304,200	323,700		97	304,200	323,700
	98	305,500	324,800		98	305,500	324,800
	99	306,900	325,900		99	306,900	325,900
	100	308,300	326,800		100	308,300	326,800
	101	309,100	328,100		101	309,100	328,100
	102	310,300	328,800		102	310,300	328,800
	103	311,500	329,900		103	311,500	329,900
	104	312,900	331,100		104	312,900	331,100
	105	314,000	332,200		105	314,000	332,200
	106	315,300	333,400		106	315,300	333,400
	107	316,600	334,500		107	316,600	334,500
	108	317,800	335,700		108	317,800	335,700
	109	319,100	336,800		109	319,100	336,800
	110	320,400	337,900		110	320,400	337,900
	111	321,700	338,900		111	321,700	338,900
	112	323,000	340,000		112	323,000	340,000

現 行				改 正			
	113	323,700	340,900		113	323,700	340,900
	114	324,800	341,900		114	324,800	341,900
	115	325,900	342,800		115	325,900	342,800
	116	326,800	343,800		116	326,800	343,800
	117	328,100	344,800		117	328,100	344,800
	118	328,800	345,600		118	328,800	345,600
	119	329,900	346,400		119	329,900	346,400
	120	331,100	347,200		120	331,100	347,200
	121	332,200	347,800		121	332,200	347,800
	122	333,400	348,400		122	333,400	348,400
	123	334,500	349,100		123	334,500	349,100
	124	335,700	349,700		124	335,700	349,700
	125	336,800	350,100		125	336,800	350,100
	126	337,900	350,500		126	337,900	350,500
	127	338,900	351,000		127	338,900	351,000
	128	340,000	351,400		128	340,000	351,400
	129	340,900	351,900		129	340,900	351,900

現 行				改 正			
	130	341,900	352,300		130	341,900	352,300
	131	342,800	352,800		131	342,800	352,800
	132	343,800	353,200		132	343,800	353,200
	133	344,800	353,500		133	344,800	353,500
	134	345,600	354,000		134	345,600	354,000
	135	346,400	354,400		135	346,400	354,400
	136	347,200	354,700		136	347,200	354,700
	137	347,800	355,200		137	347,800	355,200
	138	348,400	355,700		138	348,400	355,700
	139	349,100	356,200		139	349,100	356,200
	140	349,700	356,700		140	349,700	356,700
	141	350,100	357,200		141	350,100	357,200
	142	350,500	357,700		142	350,500	357,700
	143	351,000	358,200		143	351,000	358,200
	144	351,400	358,600		144	351,400	358,600
	145	351,900	359,000		145	351,900	359,000
	146	352,300	359,400		146	352,300	359,400

現 行				改 正			
	147	352, 800	359, 900		147	352, 800	359, 900
	148	353, 200	360, 400		148	353, 200	360, 400
	149	353, 500	360, 800		149	353, 500	360, 800
	150	354, 000	361, 300		150	354, 000	361, 300
	151	354, 400	361, 800		151	354, 400	361, 800
	152	354, 700	362, 300		152	354, 700	362, 300
	153	355, 200	362, 600		153	355, 200	362, 600
	154	355, 700			154	355, 700	
	155	356, 200			155	356, 200	
	156	356, 700			156	356, 700	
	157	357, 200			157	357, 200	
	158	357, 700			158	357, 700	
	159	358, 200			159	358, 200	
	160	358, 600			160	358, 600	
	161	359, 000			161	359, 000	
	162	359, 400			162	359, 400	
	163	359, 900			163	359, 900	

現 行			
	164	360,400	
	165	360,800	
再任用職員		255,400	262,600

別表第4（第8条関係）

職務の級	基準職務
(略)	
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主査の職務
4級	課長補佐の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務
5級	副課長の職務
(略)	

改 正			
	164	360,400	
	165	360,800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額
		円 255,400	円 262,600

別表第4（第8条関係）

職務の級	基準職務
(略)	
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主査の職務 専門的な知識又は経験を必要とする職として規則で定めるものの職務
4級	課長補佐の職務 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務 高度な専門的な知識又は職務経験を必要とする職として規則で定める職務
5級	副課長の職務
(略)	